

—北広島町立大朝中学校生徒指導規程—

第1章 総則

(目的)

第1条

- 1 この規程は、大朝ブロック内小中学校連携教育の目的を基盤として、共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性ある生徒指導を系統的に行うため、明文化するものである。
- 2 各校においては、学校教育目標を達成するために、この規程をもとに各校の実態を考慮し、生徒指導を推進する。

第2章 学校生活に関すること

第2条

大朝中学校の生徒としての誇りと自覚を育成し、学力及び生活力の向上、社会人としての素地の形成を図り、秩序ある学校生活を送るために、次のことがらについて遵守する。

1. 安心・安全な学校生活について

- (1) 学校のきまりや社会的なルールを守り、秩序ある生活を送る。
- (2) いじめや他の者への嫌がらせ、暴力的な言動は、絶対しない、許さない。
- (3) 学校生活に不要な物品、金銭を持参しない。
- (4) 生徒自ら成長する意識を持ち、学校生活の改善や発展に取り組む。
- (5) 違法行為や犯罪に巻き込まれない知識と行動力を身に付け、被害者、加害者ともならないようにする。

2. 登校について

- (1) 交通のきまりやマナーを守る。
- (2) 始業時刻（午前8時20分）に遅れないように登校する。
- (3) 自転車で登校する者は学校に届け出て、許可を得る。登下校の際、自転車乗車時は、必ずヘルメットを着用し、あごひもを必ずしめる。（詳細は自転車通学規定による）
- (4) 登下校の服装は制服とする。
- (5) 平日の部活動早朝練習は、顧問の指示、指導のもと活動する。（7：30～8：00）

3. 在校中の行動について

- (1) 登校後は、原則校外に出ることは禁止する。外出の必要がある場合は、担任の許可を得て外出し、指示を守る。
- (2) 廊下の歩行について
 - (ア) 危険防止のため、廊下は走ったり騒いだりしない。
- (3) 授業規律に関すること
 - (ア) 授業開始前には、授業の準備をし、静かに待機する。やむを得ず授業に遅れた場合は、教科担任にその理由を報告し、許可を得て入室する。
 - (イ) 授業の開始・終了時には、起立し、姿勢を正して挨拶をする。
 - (ウ) 授業中は姿勢を正しくし、無駄話をせず、真剣に取り組む。
 - (エ) 授業中の立ち歩き、座席の勝手な変更はしない。
 - (オ) 体育館・屋内運動場では指定の体育館シューズをはく。

(4) 休憩時の行動について

- (ア) 職員室への入室はノック 3 回と挨拶(学年・名前をはっきり伝える)をし、許可を得て入り、
所定の位置で用件を伝える。
 - (イ) 原則、自分の教室以外へは入らない。
 - (ウ) 用のない場所や、特別教室(多目的室)に無断で出入りしない。
 - (エ) 危険な行為、また他に迷惑をかけるようなことは一切しない。
- (5) 清掃・環境美化について
- (ア) 掃除時間いっぱい一生懸命、無言で掃除する。

4. 下校について

- (1) 放課後、すみやかに下校する。
完全下校時刻 ○卒業式～新人大会終了後…18:00
○新人大会終了後～文化発表会…17:30
○文化発表会終了後～1月31日…17:00
○2月～卒業式…17:30
- (2) 下校時間を超え、残る必要がある場合には、担当教員に届け出、校長(教頭)の許可を得て、担当教員の指導の下、活動する。
- (3) 交通のきまりやマナーを守る。

5. 校外生活について

- (1) 登下校中、寄り道や買い食いをしない。
- (2) 法令・法規を守り、地域や家庭の一員として責任ある行動をとる。法に触れる行為や危険な遊びはしない。
- (3) インターネットやブログ等への安易な書き込みなど、犯罪に巻き込まれたり、人を傷つけたりする恐れがあることは、絶対しない。
- (4) 公共の場所や道路上では、危険防止に努め、他に迷惑をかけない行動をとる。
- (5) 外出は保護者の許可を受ける。
- (6) 夜間外出、無断外泊はしない。
- (7) 不要な金銭は持ち歩かず、金銭の貸し借りや無駄遣いをしない。
- (8) 保護者に無断で物品の貸借、売買はしない。
- (9) 遊技場(ゲームセンター等)、法令・法規で未成年の入場が禁止されている場所への立ち入りはしない。

6. 学校施設・用具の使用について

- (1) 日曜・祝日・休業日の学校施設・用具の使用は、事前に校長の許可を受け、担当教員の指導・監督の下に行うものとする。
- (2) 使用後は、片付け・清掃を行った後、必ず担当教員の確認を受け、下校する。
- (3) 学校施設・用具の損壊・紛失については、ただちに届け出る。また、該当者で、現状復旧、あるいは弁償する。
- (4) 特別教室やPC教室等、火気・電気機器及びICT機器は、許可なく使用しない。

7. 届け出について

- (1) 欠席・遅刻・早退・外出・授業時の見学等については、事前に届け出る。
- (2) 諸規程に反する行為があった場合は、直ちに届け出る。
- (3) 家庭で事故や不幸があった時は、すぐ担任に届け出る。
- (4) 校内での集会や会議は、関係の教員に届け出て指導を受ける。

8. 所持品について

- (1) 所持品には必ず学年・氏名を明記し、自己管理する。
- (2) 学習に不必要な物品（ゲーム、プリクラ、雑誌、化粧品、菓子・ジュース類、装飾品、アクセサリー類、ナイフ等危険物）を持ってこない。
- (3) 携帯電話は、学校に持ってこない。
- (4) 不必要な金銭は持ってこない。会費等は登校後すぐ提出する。

9. 身なり等及び持ち物について

- (1) 別紙「制服等及び持ち物規定」で示すことを遵守する。

第3章 指導に関すること

第3条

大朝中学校の生徒として、自己指導力の育成、規範意識及び自己改善の意識・態度の育成、社会性の向上に向け、次の指導を行う。

1. 指導に関して

- (1) 生徒指導規程に違反した生徒には、段階的指導（特別な指導）を行う。
- (2) 特別な指導により、改善に向けた反省と行動が見られ、落ち着いた状態で学校生活を送ることができると判断した場合、教室に入れる。
- (3) 触法行為があった場合は、警察等関係機関との連携及び報告を行う。
※段階的指導（特別な指導）の内容、指導方法については、別に示す。

特別な指導に関すること

（「特別な指導」とは）

「社会で許されないことは学校でも許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には、自己反省を促し、よりよい学校生活を送るために指導することを基本的な考え方とする。

（問題行動への特別な指導）

問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては、発達段階や常習性等を考慮し、当該生徒の反省と改善意志を尊重した指導になるよう配慮する。

問題行動種別の指導規程及び指導内容は、別記に示す。

（規程の周知）

生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などで直接説明を行い、ホームページで公開する。

（規程の施行）

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

目的 この規程は、すべての生徒が充実した中学校生活を送るために定められたものです。すべての生徒が、安全で安心な学校生活を送ること、学校・社会の一員として生活を送るためのルール、マナーを身につけ、自己指導力を向上させるという観点で必要な事項を定めています。

	問題行動種別	指導規定	指導内容
法に触れる行為	○暴力行為 ○建造物・器物破損 ○喫煙・飲酒・薬物乱用 (同席や所持も含む) ○窃盗・万引き・金品強要 ○法規・法令に違反する行為	特別な指導	①事実確認, 説諭(担任・生徒指導主事・管理職), 反省文記入 ②生徒・保護者来校(担任・学年会・生徒指導主事・対応) ③謝罪(被害がある場合) ④特別な指導 ※犯罪行為については原則, 警察連携を行う。
	○いじめ(加害者)	特別な指導	①事実確認, 説諭(担任・生徒指導主事・管理職), 反省文記入 ②生徒, 保護者来校(担任・学年会・生徒指導主事・管理職対応) ③謝罪 ④特別な指導
授業に関する事	○指導に対する威圧的な態度・不服従 ○生徒に対しての悪質な暴言など人権侵害・いじめにつながる行為	別室指導	①事実確認, 説諭(担任・教科担任・生徒指導主事), 反省文記入 ②生徒・保護者来校(担任・教科担任・生徒指導主事・管理職対応) ③謝罪
	○授業妨害 (生徒間の暴言, 私語・居眠り・立ち歩き・席移動等, 授業の進行に支障のある行為)	指導1	①口頭指導 ②授業後の口頭指導・説諭(教科担任)
		指導2	①口頭指導 ②授業後の口頭指導・説諭(教科担任・担任)
		指導3	①口頭指導 ②別室指導(その場で別室) ③事実確認, 説諭(教科担任・担任・生徒指導主事), 反省文記入 ④家庭連絡(担任)
○カンニング等の試験中の不正行為	別室指導	①別室指導(テスト後別室) ②事実確認, 説諭(教科担任・担任), 反省文記入 ③生徒・保護者来校(担任・教科担任対応)	
生活に関する事	○服装・頭髪違反 (その場で改善できるもの) 例)ネーム・靴・シャツ出し等	1回目	①口頭指導 ②改善
		2回目	①口頭指導 ②改善 ③説諭(担任)
		3回目	①口頭指導 ②改善 ③説諭(担任・生徒指導主事)・反省文記入

<p>○服装・頭髪違反 (その場で改善できないもので故意であるもの) 例)染髪・ピアス等</p> <p>※故意で無いものは期限を決めて、改善させる。</p>	特別な指導	<p>①別室指導(発見後すぐに) ②事実確認, 説諭(担任・生徒指導主事) ③直して再登校 または 改善の約束(期間のいるもの) ④反省文記入 ⑤生徒・保護者来校(担任・生徒指導主事・管理職対応) ⑥特別な指導</p>
<p>○指導に対する威圧的な態度・不服従 ○生徒に対しての悪質な暴言など人権侵害・いじめにつながる行為</p>	別室指導	<p>①事実確認, 説諭(担任・教科担任・生徒指導主事), 反省文記入 ②生徒・保護者来校(担任・教科担任・生徒指導主事・管理職対応) ③謝罪</p>
○不要物の持ち込み	一時預かり (発見者→担任)	<p>①事実確認, 説諭(担任・学年会)・反省文記入 ②保護者来校(担任・学年会) ③保護者に返却</p>
○授業遅刻	口頭指導	<p>①口頭指導(教科担任) 〈繰り返される場合〉 ②説諭(担任・学年会) ③保護者連絡(担任)</p>
○自転車通学規定違反 《通学に関する事》 (無謀運転, 並列走行, 無灯火, 二人乗り, ヘルメット無し)	口頭指導	<p>①口頭指導(発見者) 〈繰り返される場合〉 ②説諭(担任・学年会) ③反省文記入 ④保護者連絡(担任)</p>
○自転車通学規定違反 《整備等に関する事》 (整備不良, 改造, 装飾品等)	口頭指導	<p>①口頭指導(発見者) ②保護者連携(担任・学年会) ※修繕の期日を決める ※故意なものに対しては, 反省文記入</p>

※別室指導とは、そのままの状態では授業を受けさせることが難しく、授業の妨げになる場合、別室で指導することを言います。

※特別な指導とは、一定期間を決めて別室で指導することです。(例えば、自主学習、奉仕活動、日々の振り返りなど)単に、別室で指導することではありません。

－制服等及び持ち物規定－

1. 制服

<通常期> <（4月～5月，10月～3月）>

上 衣 紺のブレザー，シングル前2つボタン<学校指定のもの>

上衣の下 白のポロシャツ（衿にブルーライン）<学校指定のもの>

ポロシャツの下に着用するものは，白を基調としたものとする。

ポロシャツはズボンやスカートから出ないように，しっかりと中に入れる。

ポロシャツの胸元は，第一ボタンまで留める。

男子ズボン・女子スカート（夏用，冬用）<学校指定のもの>

着こなしに留意し，ズボンやスカートをずらして着用しない。

（ズボンはベルトを着用する）

<夏 期（6月～9月）>

上 衣 白の半袖ポロシャツ（長袖も可）<学校指定のもの>

※着こなしについては通常期と同様とする。

※制服は，体型に合わせる以外の改造は一切してはならない。

スカート丈は，膝立座りで裾が地面につく長さとする。

※男子はベルトを着用する。



2. ネーム・校章

○ネーム…男女共規定のものを左胸につける。

○校 章…上着の左えりに校章をつける。（夏期はつけなくてよい）

3. はき物

○登下校・体育，校内，体育館，それぞれ学校指定のシューズを使用のこと。

○部活動の時は，各部の顧問の指導により，決められたものを使用する。

○雨天時は雨靴，積雪時はスノーレシューズを使用してもよい。

○はきものは正しく着用し，かかとを踏んではかない。

4. 頭 髪

○中学生としてふさわしい髪型。（受験に対応できる）

・染めたり，脱色したりしない。

・リボン・ヘアーバンド等はつけない。

・パーマはかけない。（ストレートパーマも含む）

・髪は肩にかからないようにする。（長い場合は結ぶ。結ぶゴムの色は黒・紺・茶とする。）

・前髪は目にかからないようにする。

・整髪料等はつけない。

※違反した場合は，当該生徒，担任，保護者で話し合いを持ち，期限を決め，その日までに直す。

5. その他

- 口紅（色つきリップクリームを含む），マスカラ等の化粧類は使用しない。
- マニキュア等の爪や皮膚への装飾はしない。
- ピアス，指輪，ネックレス等の装飾品は身につけない。
- 眉毛はそり落としを含め，加工しない。また，まつ毛の加工をしない。

6. くつ下

- 男女共無地の白いソックス
- くるぶしソックスははかない。

7. 防寒具及び雨具

- 学校指定のウィンドブレーカーを着用してよい。ただし，校舎内においては着用しない。
- 制服の下に着用する防寒着としてのセーター，ベスト等は黒・紺またはグレーとする。
（制服からはみださないよう着用する）
- 女子は，冬季に黒タイツを着用してよい。ただし，式の中で着用しない。
- マフラー，手袋，ネック・イヤークォーマーは着用してもよい。
ただし，校内においては着用しない。
- 雨具は安全に留意して着用する。

8. 持ち物

- 通学カバンとスポーツバックは学校指定のものとする。
- 学校生活に必要なもの以外は持ってこない。

9. 体育用服装

- 学校指定の体操服を着用する。
*部活動時の服装…各部の顧問の指導により，決められたものを使用する。

10. 飲み物

給水のための飲み物は，お茶，水またはスポーツドリンクとする。

11. 行事及び大会等への参加（見学，応援も含む）

行事及び大会等への参加は，制服または体操服（部活動においては部活動で指定されたもの）を着用する。

— 自転車通学規定 —

- 自転車通学…自転車通学は希望者に許可する。
- 自転車乗車時は、自他の生命安全に徹する。

自転車通学は、事前に学校における所定の手続きを経た者に認められる。
自転車通学者は次のことを遵守する。

自転車通学における約束（交通ルール等）

《法律で定められているもの》

1. 交通法規を守り、安全に運転する。無謀運転は、絶対にしない。
2. 左端を1列で通行し、2列走行や歩行者とともに走行しない。
3. 暗くなったら必ず点灯する。
4. 片手、手ばなし運転はしない。
5. 傘差し運転はしない。
6. 二人乗りはしない。

《大朝中学校として安全のためルールやマナーとして定めているもの》

7. 乗車時は、必ずヘルメットを着用し、自らの安全に留意する。
8. 歩行者の安全に常に注意し、事故防止に努める。
9. つねに、一時停止や徐行のできるスピードで走る。
10. ブレーキ、ライト、反射シール、タイヤの空気等、常に点検しておく。
11. 自転車の改造はしない。（変形ハンドルは許可しない）
12. その他、必要以外の付属品、シール等はつけない。